

# 公共体育施設・学校体育施設の利用登録について

平成 31 年 4 月

嵐山町体育施設設置及び管理条例(以下「条例」)及び嵐山町体育施設管理規則(以下「規則」)の規定に基づき、嵐山町内における公共体育施設・学校体育施設の利用登録について、次のように定めます。

嵐山町内の体育施設(学校体育施設含む)をご利用いただけるのは、原則として嵐山町に在住・在勤及び在学する団体又は個人です。ただし、それらに該当しない場合でも、特に認められた場合は使用することができます(「利用登録」参照)。(規則第 4 条)

## 1) 利用登録

体育施設を使用する場合は、あらかじめ町に登録(利用登録)しなければなりません。(規則第 5 条)登録区分について、以下に分類分けされます。

### ① 町内団体 [規定料金・利用日の前月初開館(開庁)日から利用申請可]

- ・当該団体の責任者又は監督者が町内に在住・在勤・在学のいずれかの成年者
- ・5 名以上で構成
- ・構成員のうち、過半数が町内に在住・在勤・在学のいずれかの者

### ② 町内個人 [規定料金・利用日の 2 週間前から利用申請可]

- ・当該団体の責任者又は監督者が町内に在住・在勤・在学のいずれかの成年者
- ・4 名以下で構成
- ・構成員のうち、過半数が町内に在住・在勤・在学のいずれかの者

### ③ 町外団体 [料金倍額・利用日の 2 週間前から利用申請可]

- ・当該団体の責任者又は監督者が成年者(居住地・在勤先・在学先についての条件はありません)
- ・5 名以上で構成
- ・構成員のうち、過半数が町内に在住・在勤・在学のいずれかにも当てはまらない者

### ④ 町外個人 [料金倍額・利用日の 2 週間前から利用申請可]

- ・当該団体の責任者又は監督者が成年者(居住地・在勤先・在学先についての条件はありません)
- ・4 名以下で構成
- ・構成員のうち、過半数が町内に在住・在勤・在学のいずれかにも当てはまらない者

## 2) 受付場所 嵐山町教育委員会事務局窓口(郵送、FAX、電子メール等不可)

## 3) 登録期間 毎年 2 月初開庁日から次年度分を随時受付

## 4) 受付時間 8 時 30 分~17 時 15 分

(土、日、祝休日および 12 月 29 日~翌年 1 月 3 日を除く)

## 5) 提出書類 嵐山町体育施設利用登録申請書(団体もしくは個人)1 部、利用者名簿 1 部

## 6) 使用料の減額(免除)

使用料の減額又は免除を受けようとする団体は、嵐山町体育施設使用料減額(免除)申請書(様式第 3 号)を提出し、使用料減額(免除)団体として認定を受けなければなりません。(条例第 7 条、規則第 10 条)

### ① 対象 町内の小中学生を指導する非営利団体が、その指導にあたる時間

(注)中学校の部活動については、当該部活動担当教諭の指揮監督下での活動範囲のみを対象とし、生徒が自主的に練習する団体については対象外となります。

### ② 提出書類 「嵐山町体育施設使用料減額(免除)申請書」(様式第 3 号)

ただし、新規に申請する場合は、上記申請書のほかに、団体の責任者、所在地、非営利性について公に確認できる書類(定期総会の資料等)の提出が必要となります。

③**その他** 使用料減額(免除)団体として認定を受けた場合は、町スポーツ事業活性化のため、また指導上必要な技術向上のため、次の事業への参加協力をお願い致します。

- ・ 嵐山町町民体育祭におけるクラブ対抗リレー(10月3連休前週日曜日開催)
- ・ 嵐山町健康マラソン大会(12月第3日曜日開催)
- ・ 嵐山町重忠綱引大会(2月第1日曜日開催・学校参加の場合は別)
- ・ 比企広域消防本部等主催の救命講習会

## 7) スポーツ安全保険

スポーツ活動中の方が一の事態に備えて、スポーツ安全保険の加入をお勧めします。

前年度に加入されている団体は、代表者宛に加入依頼書等が郵送されますのでそちらをご利用ください。

なお、教育委員会事務局窓口、嵐山町 B&G 海洋センター、嵐山町ふれあい交流センターにも加入依頼書等を準備してございます。

## 8) その他

- ①前年度までの利用料の滞納が認められない団体(個人)のみ登録可能となります。
- ②登録申請用紙は教育委員会事務局窓口にて配布のほか、町ホームページにおいてもダウンロードできます。
- ③代表者の住所について、企業等の所在地を指定する場合は、必ず企業名、部署名等も記載していただきますようお願い致します。
- ④電子メールで各種案内等を送付したいと思っておりますので、電子メールアドレスをご記入ください。
- ⑤町外在住の方で町内在勤(在学)者については、勤務先(学校名)をご記入ください。
- ⑥登録内容に変更が生じた場合、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。
- ⑦利用登録については登録年度限り有効です。引き続き町内体育施設を使用する場合は、翌年度の使用許可申請の前に、利用登録申請をお済ませください。

## 9) 問合せ

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1

嵐山町教育委員会事務局 生涯学習担当

☎0493(62)0824 / FAX 0493(62)0715

e-mail r-kyouiku02@town.ranzan.saitama.jp